

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和4年(2022年)6月6日

案 件 の 名 称	北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の変更について
パブリックコメント手続実施の目的	都市計画の決定に関する案を作成するにあたり、素案(たたき台)の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる(都市計画法第16条第1項)
実施部局名	みどりまちづくり部 まちづくり政策室
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (電話:072-724-6810)
パブリックコメントの対象となる資料	北部大阪都市計画地区計画の変更 素案(たたき台)
参 考 資 料	北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の変更について
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	<p>(1) 市ホームページ (http://www.city.minoh.lg.jp/machi/senba_ekimae2022/public_comment.html)</p> <p>(2) みどりまちづくり部 まちづくり政策室 (箕面市役所 別館4階 49番窓口)</p> <p>(3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12番窓口)</p> <p>(4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(5) 総合保健福祉センター</p> <p>(6) 西南生涯学習センター</p> <p>(7) 中央・船場・東図書館</p> <p>(8) みのお市民活動センター</p> <p>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p> <p>※(5)～(8)は、施設の開館日、開館時間</p>
意 見 等 の 提 出 期 間	令和4年(2022年)6月6日から令和4年(2022年)7月5日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所まちづくり政策室、行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、総合保健福祉センター、西南生涯学習センター、中央・船場・東図書館、みのお市民活動センター)</p> <p>(2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所まちづくり政策室)</p> <p>(3) ファクシミリによる送付 (FAX 072-722-2466)</p> <p>(4) 電子メールによる送付 (Email : machi@maple.city.minoh.lg.jp)</p> <p>※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人 員	<p>(1) 本市にお住まいのかた</p> <p>(2) 本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(4) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(5) 本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p> <p>(7) 箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた</p>
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)に該当するかたにあっては、名称及び所在地、(6)に該当するかたにあっては、団体名及び団体事務局の所在地)</p> <p>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	<p>お寄せいただいたご意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応も含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。</p> <p>※公表期間:ご意見に対する市の考え方について、令和4年(2022年)9月頃を予定</p>
備 考	—